

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その5）の制定及び
基準改正について（通知）

昭和 62 年 9 月 12 日薬発第 782 号

厚生省薬務局長から各都道府県知事あて
改正

昭和 62 年 10 月 2 日薬発第 866 号

平成 2 年 2 月 17 日薬発第 142 号

平成 3 年 3 月 6 日薬発第 259 号

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（以下「基準」という。）については、平成 50 年 11 月 26 日薬発第 1090 号、昭和 52 年 12 月 8 日薬発第 1416 号、昭和 56 年 3 月 31 日薬発第 330 号及び昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 373 号をもって通知したところであるが、今般、別添 1 のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その 5）を定めるとともに、本基準の制定に伴い、別添 2 のとおりセレン並びにセレン化合物及びこれを含有する製剤他 13 品目について従来の基準を改正したので、下記事項に留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 昭和 50 年薬発第 1090 号通知の記の 1 から 7 までについては別添 1 の基準及び別添 2 の改正による改正後の基準についても適用されるものであること。
- 2 別添 1 の基準及び別添 2 の改正による改正後の基準における検定法の用語「原子吸光法」は、従来の基準における検定法の用語「原子吸光光度法」を改めたものであるが、検定法としては両者は同一のものであること。